

論文発表による業績の申請について（内規）

規程別表 1

「他学会誌」とは定期的に刊行されている学会誌および大学医学会誌で、査読制度のある雑誌で原著論文とする。

「学会誌に準ずる雑誌」については、資格審査委員会で採択します。

平成 7 年 10 月 25 日

令和 5 年 3 月 14 日 一部改正

規程 第 3 章 第 13 条 (4)

「最近の 5 年間に別に定める「論文発表による業績の申請について（内規）」に記載のアレルギー関係の学術雑誌への論文発表 5 編以上（共著を含む）」とは、アレルギー関係およびアレルギー・免疫の内容を踏まえたものとする。

規程 第 3 章 第 17 条 (5)

「業績目録（論文…）」認められている論文とは、定期的に刊行されている学会誌、大学機関誌、学会誌に準ずる外国雑誌、医師会雑誌、病院雑誌（医中誌に掲載されているもの）、大系（例えば現代皮膚科大系など）、著書（CiNii Books に掲載されている）とし、原著、症例報告および依頼原稿、綜説、解説を含むものとする。ただし、薬剤の許認可申請目的の論文及び治効判定に関する論文、研究会・シンポジウム等の記録集・レポート、病院雑誌（医中誌に掲載されていないもの）、一地域の会員のみに配布する目的で編集されたもの、文部科学省、厚生労働省などの研究班報告書、一般誌等は認定条件に該当しない。

平成 5 年 7 月 9 日

平成 14 年 9 月 6 日 一部改正

令和 4 年 6 月 19 日 一部改正

令和 5 年 3 月 14 日 一部改正

一般社団法人日本アレルギー学会

専門医制度委員会

資格審査委員会